

興行場確認票

		項 目	結 果
審査基準	設置場所	1 排水不良の場所その他入場者の衛生に支障を来す場所でないこととする。ただし、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合は、この限りでない。（条例第3条） (1) 周囲に、耐水性の材料による排水溝その他排水が容易に行える設備で清掃が容易に行える構造であるものが設置されている場所であること。 (2) 床面をコンクリートその他の不浸透性材料で覆うこと、床を地盤面から45センチメートル以上の高さにすることその他防湿上有効な措置が講じられている場所であること。	
	施設	1 ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開放されている窓、給気口、排気口等に金網等を設けること。（条例第4条第1号）	
		2 清掃及び排水を容易に行うことができる構造であること。（条例第4条第2号）	
		3 食堂、売店及び食品を販売する設備は、便所の付近その他不潔な場所に設けないこと。ただし、次室を設けた水洗便所の付近に設ける場合は、この限りでない。（条例第4条第4号）	
	観覧室	1 舞台等興行に直接関係する場所を除き、食堂、ロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画すること。（条例第4条第3号ア）	
		2 入場者の移動、着席及び出入り並びに清掃及び消毒を容易に行うことができる構造であること。（条例第4条第3号イ）	
		3 入場者の衛生及び観覧に支障が生じないよう十分な広さ及び高さを有していること。（条例第4条第3号ウ）	
		4 適当な数及び広さの出入口及び観覧席（入場者用の椅子席、座席及び立見席をいう。以下同じ。）を備えること。（条例第4条第3号エ）	
	機械換気設備等	1 観覧室、ロビー、食堂その他の入場者が利用する場所における換気能力が床面積1平方メートル当たり毎時40立方メートル以上で、清浄な外気を常時給気又は排気をすることができる機能を有していること。ただし、空気調和設備については、市長が衛生上支障がないと認める限度まで軽減することができる。（規則第9条第1項第1号）	
		2 観覧室、調理室、便所及び食堂に設ける機械換気設備等は、それぞれ専用のものとする。こと。（規則第9条第1項第2号）	
		3 調理室には、汚染された空気を直接外部に排出することができる局所排気装置を設けること。（規則第9条第1項第3号）	

		4 観覧室には、空気調和設備又は次に掲げる観覧室の区分に応じ、それぞれ次に定める機械換気設備を設けること。（規則第9条第1項第4号） (1) 床面積が400平方メートルを超えるもの又は地下にあるもの 給気用送風機と排気用送風機との併用による機械換気設備（以下「併用機械換気設備」という。） (2) 床面積が150平方メートルを超え400平方メートル以下のもの 併用機械換気設備又は給気用送風機と自然排気口（排気を直接外部に排出することができるものに限る。）との組合せによる機械換気設備 (3) 床面積が150平方メートル以下のもの 併用機械換気設備又は給気用送風機と自然排気口との組合せによる機械換気設備	
	照明設備	1 観覧室には、床面から0.8メートルの高さにおける照度が100ルクス以上となる機能を有する照明設備を設けること。（条例第4条第6号ア）	
		2 観覧席には、映写等のため観覧室を消灯する場合であっても、客席の床面における照度が0.2ルクス以上となる機能を有する照明設備を設けること。（条例第4条第6号イ）	
		3 観覧室以外の入場者が利用する場所には、床面から1メートルの高さにおける照度が100ルクス以上となる機能を有する照明設備を設けること。（条例第4条第6号ウ）	
	便所	1 設置場所は、興行場内とすること。ただし、当該興行場が他の用途を主とする建築物の一隅に設置されており、かつ、当該興行場に近接して設けられた適当な規模の便所を利用できる場合は、この限りでない。（条例第4条第7号ア）	
		2 各階に男子用及び女子用に区画して設け、入場者にその旨が容易に分かるように表示すること。ただし、上下階から等距離にある中間階に設置する等入場者の利便を損なわないと認められる場合は、各階に設けることを要しない。（条例第4条第7号イ）	
		3 便所の出入口は、観覧室に直接開口しない構造であること。ただし、次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。（条例第4条第7号ウ）	
		4 床面及び腰張りを含む床面から1メートルまでの高さの内壁は、不浸透性材料を用いて築造され、清掃を容易に行うことができる構造であること。（条例第4条第7号エ）	
		5 便器は、陶磁器製等不浸透性材料を用いているものを使用すること。（条例第4条第7号オ）	

		6 窓又は換気設備を設けた水洗式とすること。ただし、当該興行場が公共下水道処理区域以外の区域にあって、浄化槽の放流水の排水先がないとき又は放流水を排水することにより排水先に衛生上支障を生じるときは、改良便槽とすることができる。（条例第4条第7号キ）	
		7 条例第4条第7号キただし書の規定により改良便槽とする場合は、便所の窓その他の開口部には、昆虫の侵入を防止するための設備を設けること。（条例第4条第7号ク）	
		8 清浄な水を供給できる流水式手洗設備を設けること。（条例第4条第7号ケ）	
		9 各階の便器の総数は、次に掲げる各階の観覧室の床面積（条例第4条第7号イただし書の規定により認められる場合にあっては、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の観覧室の床面積の合計とする。）の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とすること。（規則第9条第2項第1号） (1) 300平方メートル以下 15平方メートルごとに1個 (2) 300平方メートルを超え600平方メートル以下 20個に、300平方メートルを超える部分について20平方メートルごとに1個を加えた数 (3) 600平方メートルを超え900平方メートル以下 35個に、600平方メートルを超える部分について30平方メートルごとに1個を加えた数 (4) 900平方メートル超 45個に、900平方メートルを超える部分について60平方メートルごとに1個を加えた数	
		10 男子用便器と女子用便器の割合は、興行場の業種、規模及び用途並びに男女別の利用者数等を考慮し、それらを適切に反映したものとすること。（規則第9条第2項第2号）	
		11 男子用便所にあつては、小便器5個以内ごとに大便器1個を設けること。ただし、座便式便器等小便器と大便器とを兼用できる場合は、その割合を適宜変えることができる。（規則第9条第2項第3号）	
確認事項	興行場の衛生措置	1 興行場の内外は、必要に応じて補修を行い、常に清潔に保つこと。（条例第5条第1号）	
		2 ねずみ、昆虫等を駆除するため、次に掲げるとおり定期的に巡回点検及び駆除作業を実施するとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。（条例第5条第2号ア）	
		(1) 巡回点検は、毎月行うこととし、興行場内のごみの処理状況、	

		飲食物の保管状況及び防そ防虫設備の機能について確認すること。（規則第10条第1項第1号）	
		(2) 駆除作業は、興行場内の全てについて6月に1回行うこと。（規則第10条第1項第2号）	
		3 入場者が利用する場所は、6月に1回定期的に消毒を行うとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。（条例第5条第2号イ、規則第10条第2項）	
		4 設備及び器具は、毎年定期的に保守点検を実施するとともに、必要に応じて補修等を行い、常に適正に使用できるよう整備すること。（条例第5条第2号ウ、規則第10条第3項）	
		5 便所は、常に清潔にし、臭気を著しく発散させないよう管理すること。（条例第5条第2号エ）	
		6 入場者の見やすい箇所に入場定員を掲示するとともに、入場定員を超えて入場させないこと。（条例第5条第6号）	
	機械換気設備等の管理	1 冷却加熱装置及び加湿減湿装置は、運転開始時及び運転期間中随時に行うこと。（規則第10条第4項第1号ア）	
		2 空気清浄装置、風道、給気用送風機、排気用送風機及び冷却塔は、必要に応じて行うこと。（規則第10条第4項第1号イ）	
		3 故障、破損等がある場合は速やかに補修し、常に設計どおりの機能を保持するとともに、使用できるよう整備すること。（規則第10条第4項第2号）	
		4 適切に清掃し、常に清潔に保つこと。（規則第10条第4項第3号）	
	空気環境	1 空気環境は、次の各号（機械換気設備にあっては、第1号及び第2号）に定める基準に適合すること。（条例第5条第3号イ、規則第10条第5項） (1) 炭酸ガス濃度は、100万分の1、500以下であること。 (2) 浮遊粉じん量は、1立方メートル当たり0.2ミリグラム以下であること。 (3) 温度は、摂氏17度から28度までの範囲に保つこと。なお、冷房をする場合には、外気との温度差は7度以内とすること。 (4) 相対湿度は、30パーセントから80パーセントまでの範囲を常に保つこと。 (5) 気流は、毎秒0.5メートル以下であること。	

		2 条例第5条第3号イの基準に係る測定は、必要に応じ実施するとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。	
	照明設備の管理	1 6月に1回以上定期的に保守点検し、機能どおり適正に保持すること。（条例第5条第4号ア、規則第10条第6項）	
		2 適正な方法により毎年定期的に照度を測定するとともに、その実施記録を作成し、これを2年以上保存すること。（条例第5条第4号イ、規則第10条第7項）	
	従業員の衛生管理	1 従業員の衛生管理及び衛生教育に努めること。（条例第5条第5号ア）	
		2 従業員のうちから衛生管理に関する責任者を定めること。（条例第5条第5号イ）	
		3 入場者に事故等が発生した場合の救護を迅速かつ適切に行うことができる体制を確立しておくこと。（条例第5条第5号ウ）	